

日行連発第285号
平成26年6月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

金融庁からの「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について（周知依頼）

今般、金融庁から別添のとおり、「経営者保証に関するガイドラインの活用に係る参考事例集」の周知について協力依頼がありました。

「経営者保証に関するガイドライン」については、すでに平成26年1月16日付け日行連発第1210号にて周知依頼をしておりますが、今般の参考事例集は、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくとともに、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手が行う経営支援の一助となることを期待して作成されたものです。

つきましては、中小企業支援の専門家としての行政書士のさらなる経営支援能力の向上に役立てていただくよう、本参考事例集を会員各位にご周知いただきたくよろしくお願いいたします。

本参考事例集は、以下の金融庁ホームページにも掲載されております。

また、本件については日行連会員専用HPにもアップさせていただいておりますので、ご承知置きくださいますようお願いいたします。

<金融庁 HP>

<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140604-2.html>

<別添>

1. 平成26年6月6日付け「経営者保証に関するガイドライン」活用に係る参考事例集の周知に関するご協力をお願い
2. 【概要】「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について
3. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成26年6月）

日行連発第 289 号
平成 26 年 6 月 13 日

各単位会長 殿
各地方協議会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
中央研修所
所長 伊藤 庄吉

平成 26 年度中央研修所が実施を予定する研修について（お知らせ）

今年度、中央研修所主催で開催を予定している研修の概要について、以下のとおりお知らせいたします。

本来であれば、当月の本会定時総会において本年度事業計画が承認された後に通知すべきところですが、総会を終えた各単位会における今年度事業との関係を考慮し、事前にお知らせするものです。

なお、各研修日程に関してはあくまでも現時点での予定であり、変更もあり得ること、さらに各研修についての具体的な内容等については決定次第あらためてご連絡させていただきますことを申し添えます。

趣旨をご理解いただき、下記の研修事業についてご承知置きくださいますようお願いいたします。

記

（1）ビデオ・オン・デマンド研修

概要：会員向けに直接提供する研修として、インターネットを活用したビデオ・オン・デマンド方式による研修システムを確立し、実施する。（今年度新たに登載するコンテンツは、以下の業務関係研修、コンプライアンス研修、特別研修〈行政不服審査法〉を予定）

1)業務関係研修〔政策研修に位置付け〕

概要：タイムリーな情報や法改正等の普及のため、各業務部等が科目・講師を選定して行う研修

日程：以下のとおり

| 講義科目 | 担当部 | 登載予定時期 |
|---------------|---------------|----------------|
| ①貨物自動車運送事業手続き | 第一業務部 | 平成 26 年 9 月以降 |
| ②土地関係業務法令 | | 平成 26 年 12 月以降 |
| ③風俗営業適正化法 | | 平成 26 年 11 月以降 |
| ④中小企業支援 | | 平成 27 年 2 月以降 |
| ⑤合同会社について | 第二業務部 | 平成 26 年 10 月以降 |
| ⑥著作権相談員養成研修 | 第三業務部 | 平成 26 年 11 月以降 |
| ⑦マイナンバー | 電子申請推進委員会 | 平成 26 年 10 月以降 |
| ⑧申請取次業務の実務 | 申請取次行政書士管理委員会 | 平成 26 年 12 月以降 |

2)コンプライアンス研修〔基礎研修に位置付け〕

概 要：中央研修所が行政書士に求められるコンプライアンスに関し、科目・講師を選定し行う研修（①職務上請求書、②業際問題、③倫理関係）。

日 程：平成 26 年 12 月以降登載予定

3)特別研修＜行政不服審査法＞〔政策研修に位置付け〕

概 要：中央研修所が科目・講師を選定し、行政不服審査法について単位会向けに行う研修

日 程：平成 26 年 11 月以降登載予定

(2) 申請取次関係研修（申請取次事務研修、申請取次実務研修）〔政策研修に位置付け〕

概 要：会員が申請取次参入、更新にあたり受講する研修。申請取次行政書士管理委員会が科目・講師を選定。

日程等：下表のとおり（※「月刊日本行政」3月号（No.496）22 ページ参照）

| 平成 26 年度 開 催 概 要 | | | | |
|------------------|-------------------|------------------------|-------|----------------------|
| | 研 修 会 名 | 開 催 日 | 開 催 地 | 会 場 |
| 1 | 行政書士申請取次事務研修会（新規） | 平成 26 年 4 月 11 日（金） | 大 阪 | （実施済） |
| 2 | 行政書士申請取次実務研修会（更新） | 5 月 16 日（金） | 札 幌 | |
| 3 | 行政書士申請取次事務研修会（新規） | 6 月 27 日（金） | 福 岡 | TKP ガーデンシティ博多 |
| 4 | 行政書士申請取次実務研修会（更新） | 7 月 28 日（月） | 東 京 | シェーンバッハ・サボー |
| 5 | 行政書士申請取次実務研修会（更新） | 8 月 29 日（金） | 大 阪 | TKP 大阪心斎橋カンファレンスセンター |
| 6 | 行政書士申請取次事務研修会（新規） | 9 月 26 日（金） | 名古屋 | サンスカイルーム |
| 7 | 行政書士申請取次実務研修会（更新） | 10 月 17 日（金） | 高 松 | オークラホテル高松 |
| 8 | 行政書士申請取次事務研修会（新規） | 11 月 28 日（金） | 東 京 | シェーンバッハ・サボー |
| 9 | 行政書士申請取次実務研修会（更新） | 12 月 12 日（金） | 名古屋 | サンスカイルーム |
| 10 | 行政書士申請取次実務研修会（更新） | 平成 27 年 1 月 26 日（月） | 東 京 | シェーンバッハ・サボー |
| 11 | 行政書士申請取次実務研修会（更新） | 2 月 20 日（金） | 広 島 | TKP ガーデンシティ広島 |
| 12 | 行政書士申請取次事務研修会（新規） | 3 月 20 日（金） | 東 京 | シェーンバッハ・サボー |

(3) ADR 研修（調停人講師養成研修）〔政策研修に位置付け〕

概要：3年計画で実施した講師養成研修の上級講座として、3日日程で全国3ブロック（東京・大阪・福岡）において開催する、会代表者向け研修。最終年となる平成26年度は、レビン小林久子九州大学大学院法学研究院客員教授による総括研修を別途開催する。

①ADR 調停人講師養成研修（上級）講座

②レビン小林久子九州大学大学院法学研究院客員教授による総括研修

日程：平成26年10月以降

場所：行政書士会館他

(4) 特別研修＜民事法＞（能力担保研修）〔政策研修に位置付け〕

概要：今後の司法・準司法分野への参入を果たすにあたり、基本となる民事法に関し、民法、民事訴訟法を中心として、求められる能力担保を図るために希望者向けに行う研修（全4回・計8日間）

日程：平成26年10月以降

場所：行政書士会館 地下講堂

(5) 特別研修＜行政法＞（能力担保研修）〔政策研修に位置付け〕

概要：今後の司法・準司法分野への参入を果たすにあたり、基本となる行政法に関し、行政手続法、行政不服審査法を中心としてその代理に際し求められる能力担保を図るために希望者向けに行う研修（全4回・計8日間）

日程：平成26年9月～平成27年3月予定

場所：行政書士会館 地下講堂

以上